

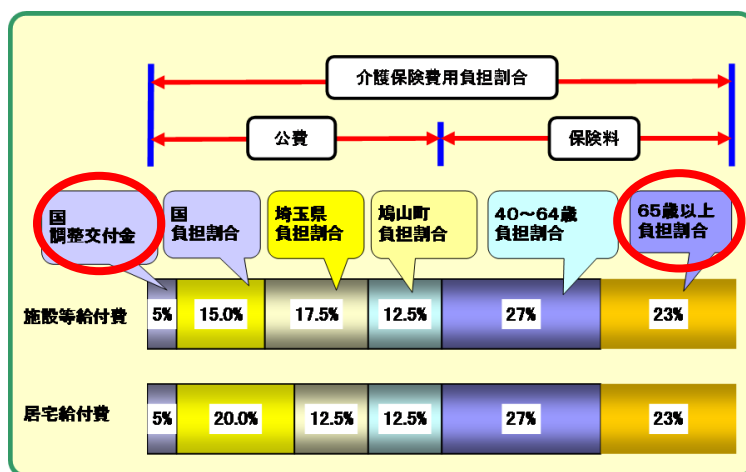
第9期に向けた介護保険料の考え方

1. 介護保険料の基準額の算定

(1) 第1号保険料基準月額

介護保険制度における65歳以上の保険料（第1号保険料）については、3年間に被保険者の利用する介護サービス費の利用料を保険者が推計し、保険給付に必要な費用（保険給付費）等を算出した上で、保険料額を決定することとなります。

介護保険事業に必要な法定サービスに係る保険給付費はサービス利用時の利用者負担を除き、50%（鳩山町は45%が公費。※1）を公費で負担し、残りを第1号被保険者、第2号被保険者からの保険料で負担する仕組みとなっています。



※1 上記表中の「国 調整交付金」が加わり、公費が50%になる。調整交付金は、地域における第1号被保険者に占める後期高齢者の加入割合や所得段階別加入割合の違いにより生じる保険料の格差を平準化することを目的として交付されるもの。

※ 国では今後、第1号被保険者負担割合を下記のように変更していく予定です。

	R6~R8	R12	R17	R22	R27	R32
第1号被保険者負担割合(%)	23.00%	24.00%	25.00%	26.00%	27.00%	28.00%

（厚生労働省見える化システムより）

(2)

標準給付費見込額と保険料収納必要額

○標準給付費見込額

＝総給付費（影響額調整後）＋特定入所者介護サービス等費用額

＋高額介護サービス費等給付額＋高額医療合算介護サービス費等給付額＋審査支払手数料

・上記計算式より、標準給付費見込額を算出します。

○保険料収納必要額

＝標準給付費見込額と地域支援事業の合計×0.23＋（標準給付費見込額＋介護予防・日常生活支援総合事業費）×0.05－調整交付金見込額＋財政安定化基金拠出金見込額＋財政安定化基金償還金－準備基金取崩額等＋市町村特別給付費等

(3) 介護保険制度改正における費用負担に関する事項

・介護報酬改定

令和6年度の介護報酬改定においては、社会保障審議会の介護給付費分科会において、報酬改定に向けた審議が行われております。現在の第9期計画に関する保険料の推計は、この改定内容は反映されていないため、審議終了後、報酬改定状況を算定に反映する必要があります。(H30年度+0.54%、R3年度+0.70%：6年に1度改定)

(4) 保険料基準月額

・介護保険料基準月額は、所得段階別補正後、被保険者数及び予定保険料収納率等から算出され、下記のようになります。

○保険料基準額

= 保険料収納必要額 ÷ 予定保険料収納率 ÷ 所得段階別補正後被保険者数 ÷ 12 か月

(5) 第8期の推計と現状

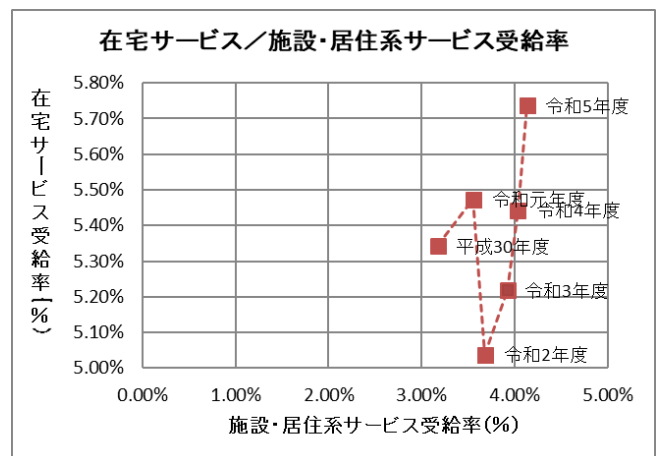
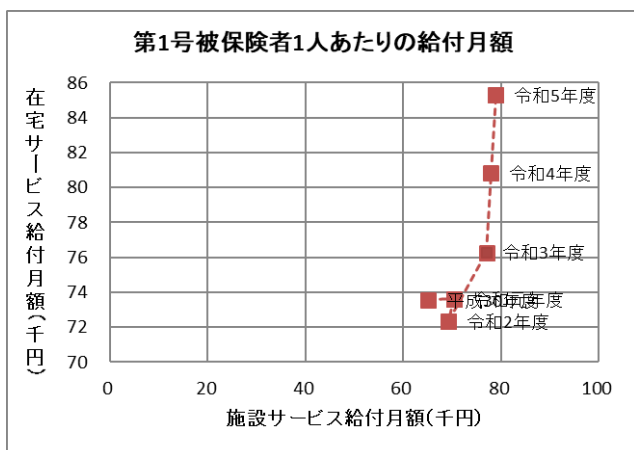
①推計

・第8期時の保険料推計時の保険料及び受給率等は、下記のとおりです。どの指標も大きく伸びていく推計になっています。

	第7期	第8期	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
保険料基準額(月額)	4,000	3,800	4,462	5,368	5,890	6,293
保険料基準額の伸び率(%) (※当該保険料基準額/第7期保険料*100)		95.0%	111.6%	134.2%	147.2%	157.3%

単位:円

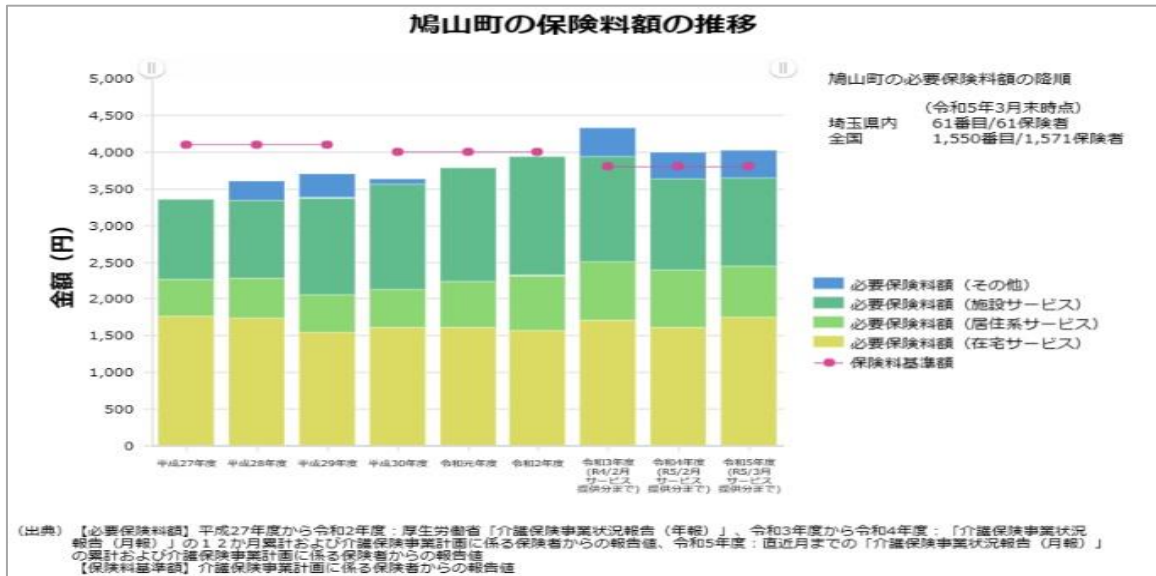
(第8期介護保険料事業(支援)計画策定に向けたワークシートより)



(厚生労働省見える化システムより)

②現状

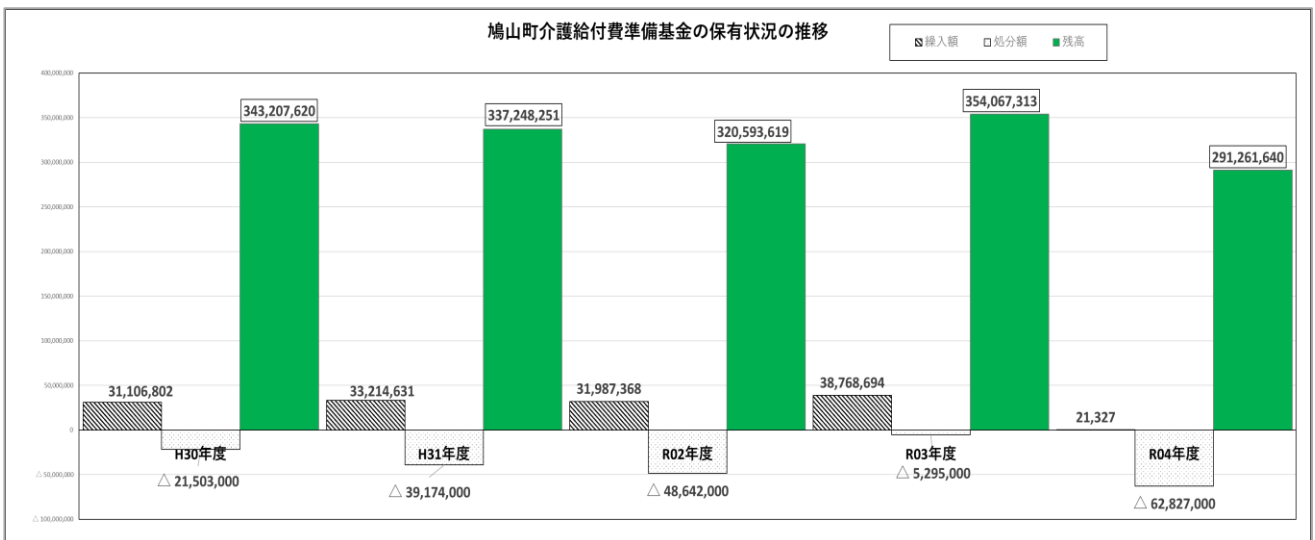
- ・現状としては、下記の表等のとおり、第8期計画より大幅に上昇しており、保険料基準額より、必要保険料額が上回っております。
- ・そのため、現在は、介護保険準備基金を取り崩し、保険料相当として充当しています。



(厚生労働省見える化システムより)

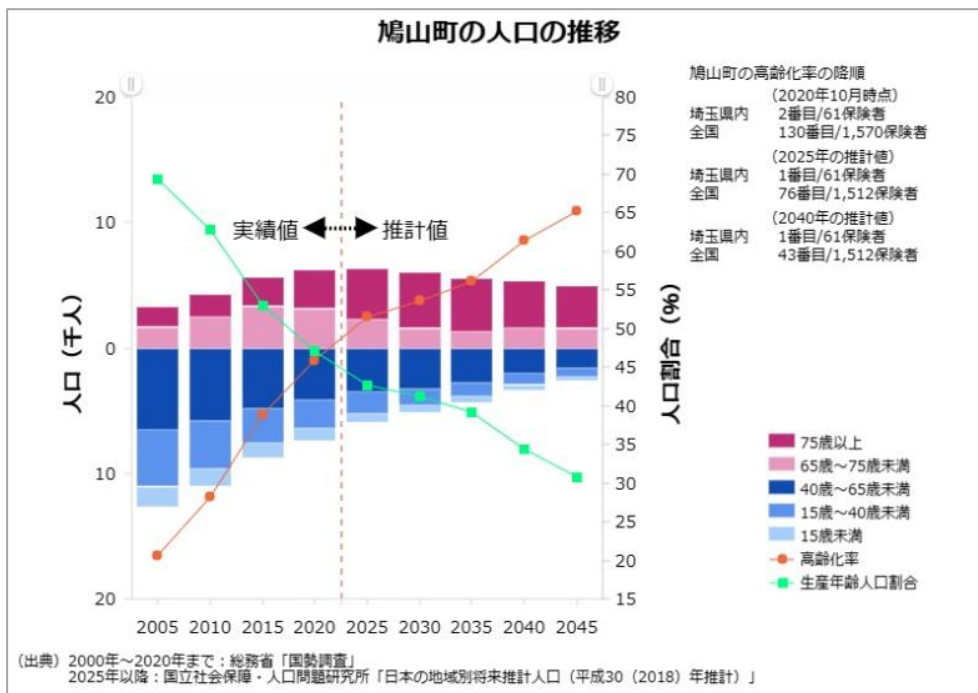
(6) 介護保険準備基金の状況

- ・介護保険準備基金につきましては、今までも保険料相当として保険料算定時に取崩し、充当してまいりました。
- ・しかしながら、現在のような、予測以上の介護給付費が必要になった際に取り崩せる財源としての性質もあるため、今後の運用について検討して必要があります。

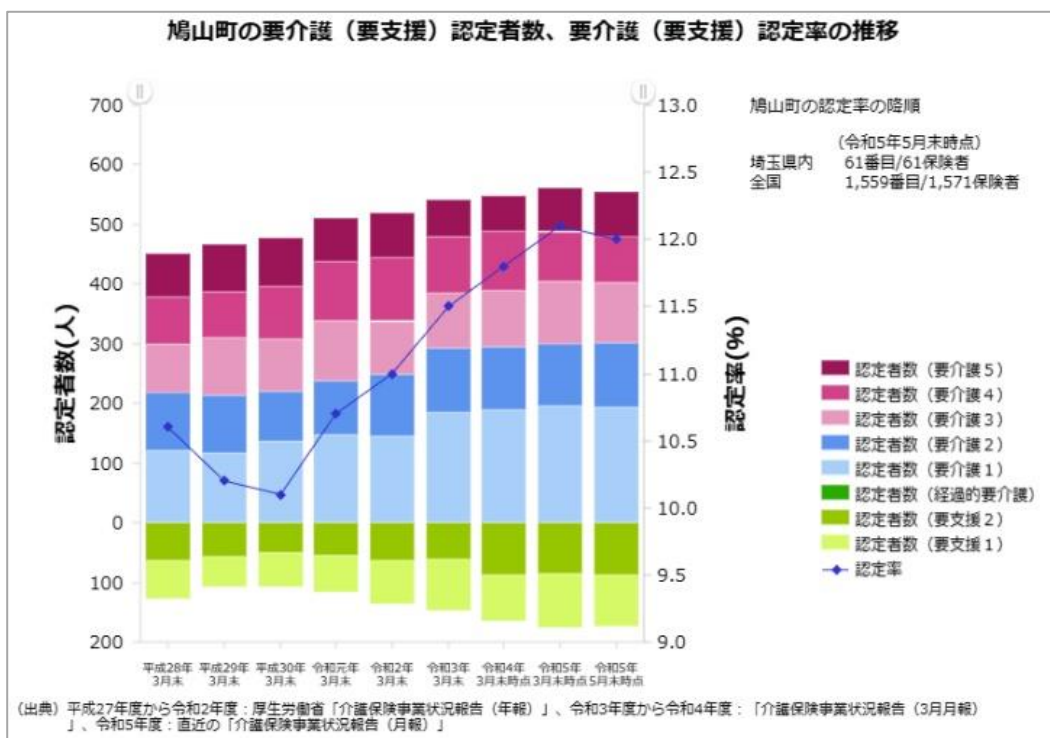


(7) 埼玉県内自治体の介護保険料の額

- ・埼玉県内の第8期の介護保険料は、次のページのとおりです。現状では、県内で最も安い保険料となっています。
- ・しかしながら、今後の町の人口の推移や要介護認定率の上昇などを勘案し、だれもが安心して、いつまでも自宅で生活できる支援の一つである介護保険サービスを適切に確保するため、適切な保険料の算定が必要となっています。



(厚生労働省見える化システムより)



都道府県名	保険者名	第7期保険料 基準額(月額)	第8期保険料 基準額(月額)	保険料基準額 の伸び率
埼玉県	鳩山町	4,000	3,800	-5.0%
埼玉県	鶴ヶ島市	4,500	4,500	0.0%
埼玉県	毛呂山町	4,340	4,600	6.0%
埼玉県	坂戸市	4,600	4,600	0.0%
埼玉県	杉戸町	4,261	4,639	8.9%
埼玉県	日高市	4,700	4,700	0.0%
埼玉県	幸手市	4,509	4,722	4.7%
埼玉県	松伏町	4,740	4,740	0.0%
埼玉県	狭山市	4,837	4,784	-1.1%
埼玉県	吉川市	4,844	4,844	0.0%
埼玉県	八潮市	4,825	4,900	1.6%
埼玉県	白岡市	4,770	4,918	3.1%
埼玉県	入間市	4,940	4,940	0.0%
埼玉県	上里町	4,850	4,950	2.1%
埼玉県	志木市	4,729	4,967	5.0%
埼玉県	宮代町	4,880	4,980	2.0%
埼玉県	嵐山町	4,500	5,000	11.1%
埼玉県	小川町	5,000	5,000	0.0%
埼玉県	長瀨町	5,280	5,000	-5.3%
埼玉県	滑川町	5,300	5,000	-5.7%
埼玉県	北本市	4,501	5,002	11.1%
埼玉県	三芳町	4,700	5,050	7.4%
埼玉県	久喜市	4,802	5,161	7.5%
埼玉県	鴻巣市	4,800	5,200	8.3%
埼玉県	本庄市	5,100	5,200	2.0%
埼玉県	横瀬町	5,200	5,200	0.0%
埼玉県	ふじみ野市	4,650	5,250	12.9%
埼玉県	川越市	4,880	5,270	8.0%
埼玉県	桶川市	4,500	5,300	17.8%
埼玉県	東松山市	4,900	5,300	8.2%
埼玉県	新座市	4,851	5,346	10.2%
埼玉県	所沢市	4,973	5,358	7.7%
埼玉県	越谷市	4,700	5,380	14.5%
埼玉県	草加市	4,971	5,400	8.6%
埼玉県	春日部市	4,980	5,400	8.4%
埼玉県	秩父市	5,400	5,400	0.0%
埼玉県	川島町	5,500	5,400	-1.8%
埼玉県	富士見市	5,144	5,412	5.2%
埼玉県	和光市	4,598	5,455	18.6%
埼玉県	伊奈町	4,800	5,500	14.6%
埼玉県	皆野町	5,500	5,500	0.0%
埼玉県	ときがわ町	5,600	5,500	-1.8%
埼玉県	蓮田市	4,621	5,555	20.2%
埼玉県	飯能市	5,591	5,591	0.0%
埼玉県	吉見町	5,300	5,600	5.7%
埼玉県	行田市	5,480	5,600	2.2%
埼玉県	神川町	5,500	5,600	1.8%
埼玉県	上尾市	4,888	5,603	14.6%
埼玉県	越生町	5,300	5,650	6.6%
埼玉県	蕨市	5,615	5,697	1.5%
埼玉県	朝霞市	4,950	5,700	15.2%
埼玉県	三郷市	4,950	5,780	16.8%
埼玉県	美里町	5,300	5,800	9.4%
埼玉県	大里広域市町村圏組合	5,500	5,800	5.5%
埼玉県	川口市	5,230	5,907	12.9%
埼玉県	羽生市	5,344	5,940	11.2%
埼玉県	小塵野町	5,990	5,990	0.0%
埼玉県	加須市	5,639	6,031	7.0%
埼玉県	さいたま市	5,421	6,034	11.3%
埼玉県	戸田市	5,775	6,400	10.8%
埼玉県	東秩父村	6,955	6,923	-0.5%